

低炭素法 手数料 早見表

			認定手数料	備考			
55	す基法 書準5 類に4 適条第 合第1 合して 有1項 各号に 掲げ 示る	一戸建住宅	55 (1) ア	5000			
		住宅用途の住戸部分 1戸	55 (1) イ(ア)	5000			
		住宅用途の住戸部分 2戸から5戸	55 (1) イ(イ)	10000			
		住宅用途の住戸部分 6戸から10戸	55 (1) イ(ウ)	18000			
		住宅用途の住戸部分 11戸から25戸	55 (1) イ(エ)	31000			
		住宅用途の住戸部分 25戸超え	55 (1) イ(オ)	52000			
		住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米以内	55 (1) ウ(ア)	10000			
		住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米超え	55 (1) ウ(イ)	31000			
	て法 いる5 る4 こと 第1 項各 号に 掲 示 す 書 類 (適 合 基 準に 適 合 し 無	一戸建住宅	55 (2) ア	38000			
		住宅用途の住戸部分 1戸	55 (2) イ(ア)	38000			
		住宅用途の住戸部分 2戸から5戸	55 (2) イ(イ)	66000			
		住宅用途の住戸部分 6戸から10戸	55 (2) イ(ウ)	96000			
		住宅用途の住戸部分 11戸から25戸	55 (2) イ(エ)	140000			
		住宅用途の住戸部分 25戸超え	55 (2) イ(オ)	203000			
共同住宅の共用部分 床面積100平米以内		55 (2) ウ	111000				
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米以内		55 (2) エ(ア)	250000				
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米超え		55 (2) エ(イ)	412000				
非住宅建築物 300平米以内		55 (2) オ(ア)	91000	モデル建物の計算方法を用いた場合(H29.3手数料条例改正により追加)			
非住宅建築物 300平米超え	55 (2) オ(イ)	158000	モデル建物の計算方法を用いた場合(H29.3手数料条例改正により追加)				
56	(建 築 確 認 申 請 有)	床面積30平米以内	56 (1) ア(ア)	(55項) + 7000			
		床面積30平米超え100平米以内	56 (1) ア(イ)	(55項) + 14000			
		床面積100平米超え200平米以内	56 (1) ア(ウ)	(55項) + 24000			
		床面積200平米超え500平米以内	56 (1) ア(エ)	(55項) + 31000			
		構造計算適合性判定を要するものうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの	56 (2)	118,560円 + 55項 + 56項(1)ア	適合判定手数料118,560円(大臣プログラムにより行われるもの)+低炭素計画認定手数料+建築確認手数料		
		構造計算適合性判定を要するものうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの	56 (3)	171,480円 + 55項 + 56項(1)ア	適合判定手数料171,480円(大臣プログラムがにより行われないもの)+低炭素計画認定手数料+建築確認手数料		
57	低 炭 素 計 画 変 更 有	一戸建住宅	57 (1) ア	2500			
		住宅用途の住戸部分 1戸	57 (1) イ(ア)	2500			
		住宅用途の住戸部分 2戸から5戸	57 (1) イ(イ)	5000			
		住宅用途の住戸部分 6戸から10戸	57 (1) イ(ウ)	9000			
		住宅用途の住戸部分 11戸から25戸	57 (1) イ(エ)	15500			
		住宅用途の住戸部分 25戸超え	57 (1) イ(オ)	26000			
		住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米以内	57 (1) ウ(ア)	5000			
		住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米超え	57 (1) ウ(イ)	15500			
	低 炭 素 計 画 変 更 無	一戸建住宅	57 (2) ア	19000			
		住宅用途の住戸部分 1戸	57 (2) イ(ア)	19000			
		住宅用途の住戸部分 2戸から5戸	57 (2) イ(イ)	33000			
		住宅用途の住戸部分 6戸から10戸	57 (2) イ(ウ)	48000			
		住宅用途の住戸部分 11戸から25戸	57 (2) イ(エ)	70000			
		住宅用途の住戸部分 25戸超え	57 (2) イ(オ)	101500			
共同住宅の共用部分 床面積100平米以内	57 (2) ウ	55500					
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米以内	57 (2) エ(ア)	125000					
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く)及び非住宅建築物 300平米超え	57 (2) エ(イ)	206000					
非住宅建築物 300平米以内	57 (2) オ(ア)	45500	モデル建物の計算方法を用いた場合(H29.3手数料条例改正により追加)				
非住宅建築物 300平米超え	57 (2) オ(イ)	79000	モデル建物の計算方法を用いた場合(H29.3手数料条例改正により追加)				
58	低 炭 素 計 画 変 更 有 (計 画 変 更 無)	次に掲げる金額を合算 ※58(2) 58(3)以外	58 (1)	56項(1)ア + 57項	建築確認手数料(計画変更の床面積は蕨市建築基準法施行細則)+低炭素計画変更手数料		
		構造計算適合性判定を要するものうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの	58 (2)	56項(1)ア+ 56項(2)ア+57項	建築確認手数料+適合判定手数料118,560円(大臣プログラムにより行われるもの)+低炭素計画変更手数料		
		構造計算適合性判定を要するものうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの	58 (3)	56項(1)ア+ 56項(3)ア+57項	建築確認手数料+適合判定手数料171,480円(大臣プログラムがにより行われないもの)+低炭素計画変更手数料		